

居宅介護支援について重要事項のご説明

☆ 訪問看護センター明和 居宅介護支援事業所

この説明書は_____様が居宅介護支援サービスを利用するにあたって、あらかじめお読み頂き、ご承知おき頂きたい大切な事柄について説明しております。

ご不明な点、納得出来ない事柄等につきましては、担当者にお尋ね下さい。

◇1. 居宅介護支援を提供する事業者

法人名称：医療法人 信和会 明和病院

代表者：理事長 山中 若樹

所在地：西宮市上鳴尾町4-31

電話番号：0798(47)1767

◇2. 居宅介護支援を提供する事業所

事業所：訪問看護センター明和

指定事業者番号：2860990080

管理者：嶋田 真由美

所在地：西宮市

電話番号：0798(44)0770

開設年月日：平成12年4月1日

◇3. 通常の事業の実施地域

西宮市内(甲山、甲武、甲東、塩瀬、山口中学校区以外)

(実施地域内の交通費は無料です。これを越えて行う居宅介護支援に要した交通費については、通常の実施地域を越えた地点からの公共交通機関利用相当額を利用者またはその家族に請求致します。)

◇4. 事業の目的および運営方針

目的：要介護状態にある利用者の方に、適切な居宅介護支援サービスを提供することを目的としています。

運営方針：居宅介護支援サービスの利用者が、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように支援致します。

居宅介護支援サービス利用者の心身、環境等の状況に応じ、また利用者の必要性と選択に基づいて、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう努めます。

◇5. 従業員について

事業所に勤務する従業員の職種・員数ならびに業務内容は次の通りです。

管理者：1名

- 利用の申し込みに関わる全般的調整
- 実施状況の把握、適切な居宅介護支援サービス提供を行うための指示命令
- 従業員の管理

介護支援専門員：5名

- 利用者(家族)からの相談
- 居宅サービス計画書の作成、変更
- 居宅サービス計画書に基づくサービス提供に関わる連絡調整

◇6. 利用料金について

要介護者が居宅介護支援事業所を利用した場合、その費用は介護保険告示上の金額となります。

当事業所が特定事業所として算定要件を満たした場合には加算が算定されます。

初回、入院時情報連携、退院・退所、緊急時等居宅カンファレンス、小規模多機能型(看護小規模多機能型)居宅介護事業所連携加算、ターミナルケアマネジメント加算等の対象の方は別途加算があります。

なお、その費用は全額介護保険から給付されます。

但し、保険料の滞納による給付制限の方はこの限りではありません。

※利用料金の支払いが生じた方は、支払い期日より2ヶ月以上遅延し、さらに支払い督促から14日以内にお支払いがない場合には、本契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただきます。

◇7. 居宅介護支援サービス提供の手順について

①利用者(家族)からの相談をお受けいたします。



②居宅介護支援の利用にあたっての重要な事柄を説明し、確認の署名・押印を頂きます。



③居宅サービス計画書作成依頼書に必要事項を記入して頂き、当該保険者へ提出致します。



④居宅サービス計画書作成に着手し、必要に応じて利用者宅へ訪問致します。



⑤居宅サービス計画書に基づくサービス提供等の調整など居宅介護支援業務を行います。

◇8. 相談窓口・営業日・営業時間等

営業日：月～金曜日（ただし、祝祭日、12月29日～1月3日を除く）

営業時間：午前9時00分～午後5時30分

但し、特定事業所としての算定要件を満たした期間は、24時間連絡体制をとっています。

別紙をご参照下さい。

相談方法：電話 0798(44)0770・FAX 0798(47)1814

面談(要予約)、文書、Fax等をご利用下さい。

◇9. 介護支援業務に関する相談・苦情について

当事業所窓口:訪問看護センター明和 居宅介護支援事業所内

(苦情対応窓口) 嶋田 真由美

(苦情対応責任者) 中島 淳美

電話 0798(44)0770 ・ FAX 0798(47)1814

受付時間 月～金曜日 午前9時00分～午後5時30分

市町村窓口 :西宮市役所 法人指導課

西宮市六湛寺町 10-3

電話 0798(35)3082 ・ FAX 0798(34)5465

受付時間 月～金曜日 午前9時～午後5時30分

公共団体窓口:兵庫県国民健康保険団体連合会

神戸市中央区三宮町9-1-1801

電話 078(332)6517 ・ FAX 078(332)5650

受付時間 月～金曜日 午前9時～午後5時

◇10. 担当者の変更について

担当者の変更を希望する場合は管理者までご連絡ください。

◇11. 秘密の保持と個人情報の保護について

事業者は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係従事者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとします。サービスを提供する上で知り得た利用者またはその家族の秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。

事業者は利用者またはその家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において利用者の個人情報を用いません。

◇12. ご家族等への連絡

事業者は利用者の希望があった場合、利用者に対して連絡するのと同様の内容を、その家族等にも連絡致します。

◇13. 記録の保管について

事業者はサービス提供の記録を5年間保管致します。記録の閲覧や実費をご負担頂いての写しの交付につきましては、法的な手続きに基づき、ご相談させていただきます。

◇14. 緊急時の対応について

サービス提供時に事故の発生や利用者の体調悪化等があれば、家族や医師への連絡は事業者が行います。

◇15. 損害賠償について

事業者は居宅介護支援の提供に伴って利用者の身体、財産を傷つけた場合には、その責任の範囲において利用者にその損害を賠償致します。

◇16. 損害保険への加入について

事業者は賠償責任保険に加入しています。その保険契約の内容については利用者およびその家族の希望があれば、情報開示致します。

◇17. 留意事項

事業者は担当者のサービス提供以外の営利行為や宗教勧誘について禁止しております。

◇18. 重要事項の変更について

事業者は重要事項説明書に記載した内容を変更する必要がある場合、速やかに利用者ならびにその家族に文書で通知いたします。

令和 年 月 日

利 用 者 住所

氏名 印

家 族 等 住所

氏名 印

利用者との続柄(.....)

事 業 所 所在地 西宮市甲子園九番町15-22
名称 訪問看護センター明和 居宅介護支援事業所
説明者 嶋田 真由美 印